11月20日 7時~20時

愛媛県知事選挙

圖松前町選挙管理委員会 25 985-4132 FAX 985-4148

投票できる人

平成 16 年 11 月 21 日以前に生まれた人で、次のどちら かに当てはまる人

- ①令和4年8月2日までに松前町に転入届を出した(住 民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人
- ②松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和4年8月 3日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後 も引き続き県内に住んでいる人
- ※ ②の場合、住民票担当課が発行する「引き続き愛媛 県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、 「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の確認」を 受けることが必要です。詳しくは、選挙管理委員会にお 問い合わせください。
- ※ 他市町の選挙人名簿に登録されている人は、そちら の市町での投票となります。

期日前投票

仕事、病気やレジャーなどで投票日に投票できない人は、 「期日前投票」ができます。感染症対策で、当日の密集を避 けることも、期日前投票を行う理由として認められていま す。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持っ て期日前投票所へお越しください。

▶日程 11月4日金~19日生 8時30分~20時

▶場所 役場2階大会議室

投票所入場券裏面 の官誓書に記入を

投票所入場券

投票所入場券は、11月4日(告示日の翌日)か ら選挙人に郵送を開始する予定です。投票日が近 くなっても投票所入場券が届かない場合は、選挙 管理委員会に連絡してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票 できますので、投票所の受け付けで申し出てくだ

不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在 者投票ができます。手続きに日数がかかりますの で、申請方法・期限などは早めにお問い合わせく ださい。

- ①仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で 投票ができない場合
 - → 滞在地の選挙管理委員会
- ②県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入 所中の場合
 - → 入院・入所中の施設
- ※ ①の場合は、郵便で投票用紙の請求、交付、 返送を行い、投票します。郵送に日数がかかり ますので、早めの手続きをお願いします。
- ※ ②の場合は、入院・入所している施設の長 に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

投票所

お住まいの区域によって投票所が異なります。投票所入場券にも記載していますので、ご確認ください。

投票区	投票所	区域
第 1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第 2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	古城幼稚園	本村・筒井
第 4	出作集会所	徳丸・中川原・出作
第 5	東公民館	神崎・鶴吉

投票区	投票所	区域
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第 9	北川原集会所	北川原・塩屋